



宇城ひよつとこ愛笑会
ひよつとこ踊りクイズでも
盛り上げました！

9月8日に「宇城市パートナーシップフェスティバル」をラポートで開催しました。オープニングには宇城ひよつとこ愛笑会が出演し、ひょうきんな踊りで会場を沸かせました。

パートナーシップ フェスティバルを 開催しました

パートナーシップ
通信

vol.167

人権啓発課男女共生係
☎32-1708

塚本さんは、宇城市の人口ピジョンから合計特殊出生率や生涯未婚率、共働き率などのデータを基に人口減少が最大の課題であると提示し、「若者がどのような生き方・働き方を望んでいるか、聞いたことがあるか」と会場に問いかけました。

また、社会的・文化的な無意識の男女差別・偏見の度合いを測る「ジェンダーバイアスチェック」を会場で実施しました。世代間によるギャップを示し、「世代間で考えに隔たりがあるように、経営者と雇用者など環境が違えば、み



◆講師◆
株式会社
きらり、コーポレーション
代表取締役 塚本 薫 さん
企業や団体の人材育成やワーク・ライフ・バランスの推進、各種就労支援などで活躍中

基調講演「ワーク・ライフ・バランスで地域がかわるゝ働き方、地域のあり方、自分のキモチ」

ジェンダーバイアスチェック(一例)

- 妻子を養うのは、男の甲斐性だ
- 女性の母性は、育児や介護に向いている
- 社会的責任や重圧は男性が背負うべき
- 女性は細やかな心配りができるので、補佐やサポートに向いている
- 男は涙を流したり、弱音を吐いてはいけない

多くの項目に当てはまれば、無意識の偏見度が高いということです。

男女共同参画事業者表彰

松橋町のC・デザイン株式会社が平成30年度宇城市男女共同参画事業者に選ばれ、代表取締役の荒木雄一郎さんに表彰状と記念品が授与されました。同社は男性が多い住宅業界で、社員の7割に女性を雇用し、管理職の半数に女性を登用するなど、さまざまなライフステージを迎える女性が活躍できる柔軟な職場環境づくりを推進しています。

▶ 守田市長から
表彰を受ける
荒木さん



荒木さんは「もっと会社を成長させ、宇城市に住む人たちに働き口や活躍の場を提供するなど、貢献できるよう励みたい」と今後の意気込みを語りました。

賢く みんなの 年金学

熊本東年金事務所 ☎096-367-2503
市民課 国保年金係 ☎32-1417

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人へ **追納のご案内**

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた人と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

そこで

免除などの期間の保険料をさかのぼって納める **追納** をすると将来受け取る老齢基礎年金を **増額** できます



- 追納できるのは、10年以内の保険料です(古い月のものから順に納付)
- 免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます
- ※ 次の場合、追納はできません
 - ◆ 一部免除を受けた期間の納付すべき保険料を納付し終えていない場合
 - ◆ 老齢基礎年金を受ける場合

追納についての申し込み・問い合わせは **熊本東年金事務所 ☎096-367-2503**

地域人権教育指導員
本田 博通



私が以前、学校で働いていた経験から得たことをお伝えしていきます。

みんなで学ぼう
じんけん

生涯学習課
人権教育係
☎32-1934

「人権ばかり学んでいては、責任感や義務感が育たないのではないですか」

以前、小学3・4年生とその保護者を対象に、子どもの人権を考えるNPO法人「くまもと子どもの人権テラブル」の協力を得て、いじめや見知らぬ人の暴力を未然に防ぐための「子どもへの暴行防止プログラム」を実施しました。「安心・自信・自由」の3つの権利のどれかひとつでも侵されたとき、どう身を守るのかを寸劇で紹介。子どもたちも実演し、楽しみながら自分の権利について考えました。保護者からも大変好評でしたが、一度だけ「権利ばかり教えて、義務は教えないのか」という

意見が出ました。「権利ばかり教えるからわがままになる」という意見は、他でもしばしば耳にします。

ここで子どもたちが学ぶ「権利」は「人権」ですが、それは本来「人が人である」という理由だけで保障されるべきものです。人権を認める代わりに何らかの義務を課されるということではありません。

人権学習は、「自分に重ねながら友だちの思いを聞き、互いの関係を深めていく中で、聞く者としての責任も明らかになっていく」ものです。だから、人権を学ぶことは子どもたちの責任感が強まることであっても、わがままになることはないのです。

人権フェスタinうきし

三角会場

日時 10月27日(土)

午後1時~3時30分

場所 三角センター

※11月と12月に、他会場でも開催。